

## BELS 評価業務料金規程

### (目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS 評価業務規程」(以下「規程」という。)に基づき一般財団法人秋田県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する評価業務に係る料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

### (評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金(消費税を含む。以下、同じ。)は、別表1及び2に掲げるとおりとする。

2 業務規程第6条の計画の変更をしようとするものに係る評価料金の額は、前項で適用された料金の2分の1の額とする。なお、変更評価料金が10,000円(税込11,000円)以下となる場合は、10,000円(税込11,000円)とする。

3 変更審査の内容が再審査同等と認められる場合、変更評価料金の額は第2条で適用された料金とする。

4 別表1および別表2に掲げるもの以外の評価の依頼がある場合は、別途見積りとする。

### (評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 評価依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。

(2) 評価依頼とともに、住宅保証機構株式会社のまもりすまい保険を利用するとき。

(3) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(3) 上記以外でも当センターの業務を利用の場合などで、理事長の承認を得たとき。

### (評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 別表1に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとセンターが判断したとき。

### (評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(その他)

第7条 評価書を再交付するときの料金は、1通につき5,000円(税込5,500円)とする。

(附則)

1. この規則は平成30年9月12日より施行する。
2. この改定規則は令和3年4月1日より施行する。
3. この改定規則は令和4年1月19日より施行する。
4. この改定規則は令和5年12月1日より施行する。
5. この改定規則は令和7年4月1日より施行する。

別表1 住宅 税込み料金（括弧内は税抜き料金） 単位：円

区分	審査条件		料金
一戸建ての住宅／併用住宅の住宅部分	単独申請		41,800 (38,000)
	併願申請1	まもりすまい保険	38,500 (35,000)
	併願申請2	確認申請	30,800 (28,000)
	併願申請3	まもりすまい保険+確認申請	27,500 (25,000)
	併願申請4	審査省略	16,500 (15,000)
	併願申請5	確認申請+省エネ適判	1,100 (1,000)
共同住宅等	単独申請	300㎡未満	81,400 (74,000)
		300㎡以上 2,000㎡未満	135,300 (123,000)
		2,000㎡以上	見積による
	併願申請1	まもりすまい保険	上記料金より 1,100×住戸数を減額
	併願申請2	確認申請	上記料金より 1,100×住戸数を減額
	併願申請3	まもりすまい保険+確認申請	上記料金より 2,200×住戸数を減額
	併願申請4	審査省略	上記料金の10分の5の額
	併願申請5	確認申請+省エネ適判	1,100×住戸数

〈別表1 注意事項〉

1 併願申請の条件は以下による。

併願申請1：住宅保証機構㈱のまもりすまい保険を当機関へ申し込んだ場合

併願申請2：建築基準法第6条の2第1項の確認申請を当機関に申請した場合

併願申請 3：併願申請 1 と 2 いずれにも該当する場合

併願申請 4：当機関へ申請された他の業務での省エネ計算結果を利用した申請の場合

併願申請 5：建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認申請及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の省エネ適合性判定申請を当機関で行う場合（計画通知を含む）

2 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。

3 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、別表 2 用途ハに定める料金を加算する。

4 第 4 条 (3) による減額は、別表 1 の料金の 10 分の 7 の額とする。

別表2 非住宅 税込み料金（括弧内は税抜き料金） 単位：円

用途	床面積	モデル建物法	標準入力法
イ	300 m <sup>2</sup> 未満	102,300 (93,000)	265,100 (241,000)
	300 m <sup>2</sup> ～1,000 m <sup>2</sup> 未満	129,800 (118,000)	332,200 (302,000)
	1,000 m <sup>2</sup> ～2,000 m <sup>2</sup> 未満	170,500 (155,000)	427,900 (389,000)
	2,000 m <sup>2</sup> ～5,000 m <sup>2</sup> 未満	275,000 (250,000)	609,400 (554,000)
	5,000 m <sup>2</sup> ～10,000 m <sup>2</sup> 未満	358,600 (326,000)	750,200 (682,000)
	10,000 m <sup>2</sup> ～25,000 m <sup>2</sup> 未満	431,200 (392,000)	886,600 (806,000)
	25,000 m <sup>2</sup> ～40,000 m <sup>2</sup> 未満	504,900 (459,000)	1,012,000 (920,000)
	40,000 m <sup>2</sup> 以上	見積りによる	
ロ	300 m <sup>2</sup> 未満	73,700 (67,000)	189,200 (172,000)
	300 m <sup>2</sup> ～1,000 m <sup>2</sup> 未満	95,700 (87,000)	246,400 (224,000)
	1,000 m <sup>2</sup> ～2,000 m <sup>2</sup> 未満	127,600 (116,000)	320,100 (291,000)
	2,000 m <sup>2</sup> ～5,000 m <sup>2</sup> 未満	205,700 (187,000)	455,400 (414,000)
	5,000 m <sup>2</sup> ～10,000 m <sup>2</sup> 未満	268,400 (244,000)	562,100 (511,000)
	10,000 m <sup>2</sup> ～25,000 m <sup>2</sup> 未満	321,200 (292,000)	663,300 (603,000)
	25,000 m <sup>2</sup> ～40,000 m <sup>2</sup> 未満	377,300 (343,000)	756,800 (688,000)
	40,000 m <sup>2</sup> 以上	見積りによる	
ハ	300 m <sup>2</sup> 未満	24,200 (22,000)	28,600 (26,000)
	300 m <sup>2</sup> ～1,000 m <sup>2</sup> 未満	33,000 (30,000)	37,400 (34,000)
	1,000 m <sup>2</sup> ～2,000 m <sup>2</sup> 未満	45,100 (41,000)	51,700 (47,000)
	2,000 m <sup>2</sup> ～5,000 m <sup>2</sup> 未満	112,200 (102,000)	119,900 (109,000)
	5,000 m <sup>2</sup> ～10,000 m <sup>2</sup> 未満	168,300 (153,000)	176,000 (160,000)
	10,000 m <sup>2</sup> ～25,000 m <sup>2</sup> 未満	207,900 (189,000)	217,800 (198,000)
	25,000 m <sup>2</sup> ～40,000 m <sup>2</sup> 未満	257,400 (234,000)	268,400 (244,000)
	40,000 m <sup>2</sup> 以上	見積りによる	

〈別表2 注意事項〉

1 用途の分類は、以下による。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも（イ）の用途がある場合は（イ）とし、（イ）の用途が全く含まれず、（ロ）の用途が一部でも含まれる場合は（ロ）の用途とする。

（イ） ホテル、病院、集会所等

（ロ） 事務所、物販店舗、学校、飲食店等

（ハ） 工場、倉庫等

2 別表 2 の床面積は申請範囲の部分の面積とし、その算定方法は建築基準法に基づき行う。

3 当機関へ申請された他の業務での省エネ計算結果を利用した申請の場合は、税込 22,000 円とする。

4 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表 2 記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が 2 以上の場合、工場モデルは 1 モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数 N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

5 第 4 条 (3) による減額は、別表 2 の料金の 10 分の 7 の額とする。

〈複合建築物に係る料金〉

1 複合建築物に係る料金は、住宅部分については別表 1、非住宅部分については別表 2 により算定される料金の合計の額とする。

2 評価の対象となる範囲が非住宅部分と住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、別表 1 又は別表 2 により算定される額とする。

3 計画変更において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。